

(沖縄市に住民登録のある方へ)

～妊婦のための支援給付のご案内～

令和 7 年 4 月 1 日より、妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、
子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設されました。
妊娠による心身の負担軽減を目的とした妊婦支援給付金（計 2 回）を給付します。

妊娠が分かったら・・・



妊娠届出・親子健康手帳交付

妊娠届出書をもとに、妊婦本人と保健師等が面談します。

妊娠 7 ～ 8 カ月頃

出産準備や産後のことを具体的に考え始める時期の
妊娠 7 ～ 8 カ月ごろに、母子モでのアンケート回答を
お願い致します。

面談（相談）を希望の方は窓口にて行いますので、
下記問い合わせ先までご連絡ください。

出産したら・・・



こんにちは赤ちゃん訪問

生後 4 カ月未満のお子さまがいる家庭に助産師又は保健師が
お伺いし、赤ちゃんの体重測定や、子育ての相談に応じ、産後に
利用できる制度や相談先などをお伝えします。

申請の流れ・・・

★妊婦給付認定の申請 （妊婦支援給付金（1 回目）支給）

対象者：医療機関等にて胎児心拍が
確認できた妊婦

申請方法：妊娠届出時に案内。

申請期間：心拍が確認できた日から 2 年を経過
する日まで

★胎児の数の届出 （妊婦支援給付金（2 回目）支給）

対象者：妊婦給付認定を受けた者

申請方法：こんにちは赤ちゃん訪問にて案内。

申請期間：出産予定日 8 週間前から 2 年を経過
する日まで

沖縄市では、出産後の様子を確認し安心した子育てに
つなげるため、**産後の申請を案内**していますので、こんに
ちは赤ちゃん訪問時に申請書を配布します。



※妊婦支援給付金の受取口座は妊婦ご本人様の口座の
みとなります。

※妊娠が継続しなかった場合（流産等）も給付対象とな
ります。面談等の相談支援も実施しています。

※妊娠中に転入出した場合は、転入先で再度妊婦給付
認定が必要となります。

【お問い合わせ先】

沖縄市役所 こどものまち推進部

こども相談・健康課 母子保健係

（連絡先）098-939-1252

（受付時間：市役所開庁日 8:30～17:15）

※妊娠・出産・子育てに関するご相談もお受けしております。